

鳥羽市予算決算常任委員会会議録

令和 4 年 6 月 8 日

○出席委員（13名）

委員長	世古安秀	副委員長	南川則之
委員	濱口正久	委員	瀬崎伸一
委員	片岡直博	委員	奥村敦
委員	河村孝	委員	山本哲也
委員	中世古泉	委員	戸上健
委員	浜口一利	委員	坂倉広子
委員	坂倉紀男		
議長	木下順一		

○欠席委員（なし）

○出席説明者

歳入

国庫支出金（第14款）

- ・立花副市長
- ・中村企画財政課長、横田補佐、中村係長、中村主査

歳出

民生費（第3款）

- ・立花副市長
- ・榎健康福祉課長、北村副参事、大矢副室長

○職務のために出席した事務局職員

次長兼
議事総務係長 平山智博

(午前10時20分 再会)

○世古安秀委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから予算決算常任委員会を再会します。

本日、審査をします案件は、議案第1号、令和4年度鳥羽市一般会計補正予算（第2号）の1件であります。審査に入る前に委員の皆様申し上げます。

歳入における国や県の支出金については、各事業・取組による支出が伴いますので、歳出の部で質疑を行ってください。

質疑については、関連質問で進めていただき、質問内容が前後することがないように、進行についてご協力ください。

それでは、審査に入ります。

議案第1号、令和4年度鳥羽市一般会計補正予算（第2号）の概要と歳入について、執行部の説明を求めます。

副市長。

○立花副市長 副市長の立花でございます。よろしくお願いいたします。

予算決算常任委員会の審査に当たりまして、私から補正予算の概要についてご説明申し上げます。

議案第1号、令和4年度鳥羽市一般会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出ともそれぞれ2,550万円を追加し、補正後の総額を117億7,150万円とするものです。

歳入予算につきましては、国庫支出金で2,550万円の増額を計上しております。

歳出予算につきましては、民生費で2,550万円の増額を計上しております。

詳細につきましては、各所管課長から説明させますので、ご審査賜りますようお願いいたします。

○世古安秀委員長 企画財政課長。

○中村企画財政課長 企画財政課長、中村です。よろしくお願いいたします。

それでは、一般会計補正予算（第2号）の歳入につきまして説明させていただきます。

補正予算書の6ページ、7ページをお願いします。

14款国庫支出金、2項国庫補助金でございます。

目2民生費国庫補助金、節2児童福祉費補助金では、新型コロナウイルス感染症の長期化により、物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し特別給付金を支給するため、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金2,275万円と、同事務費補助金275万円を補正します。

以上、歳入の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○世古安秀委員長 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

まず、歳入についてご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○世古安秀委員長 ご質疑もないようですので、続いて、歳出の審査に入ります。

3款民生費について審査します。

担当課長の説明を求めます。

健康福祉課子育て支援副参事。

○北村副参事 健康福祉課子育て支援担当の北村です。よろしくお願いします。

今回の補正、歳出の説明は民生費となります。

それでは、補正予算等の概要の4ページ上段をお願いします。予算書は8ページから9ページとなります。

児童福祉一般職員給与費として35万2,000円を計上しております。子育て世帯生活支援特別給付金給付事業の実施に伴い事務量の増加が見込まれることから、時間外勤務手当を補正するものです。

次に、同ページ下段をお願いします。

子育て世帯生活支援特別給付金給付事業として2,514万8,000円を計上しております。新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、子育て世帯生活支援特別給付金を支給するための費用を補正するものです。

それでは、事前に提出させていただいております資料のほうをお願いいたします。

A4横の資料になりますが、2枚の資料になります。

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）についてという資料からお願いたします。

こちら、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行うものです。

対象者ですが、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けている者となっておりまして、こちらは申請が不要となっております。

次に、公的年金等を受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない者ということで、児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る者に限ります。

それと、令和4年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている者です。

1番のこの申請不要の方につきましては、今、6月末をめどに、こちらからも振込をする手続のほうを既に始めております。

2番、3番につきましては、7月1日号の広報とば、あとホームページのほうにこの制度を周知いたしまして、申請のほうの受付を開始いたします。

次に、2番の給付額につきましては、児童1人当たり一律5万円となっております。

4番の費用につきましては、今回も全額国庫負担ということで10分の10となっております。

6番のスケジュールが、先ほど申しましたとおり、1の対象者は可能な限り6月までに、までにというのは6月中にという意味なんですけれども、支給をいたします。

2、3の対象者についても、可能な限り速やかに支給ということで、こちらは7月以降に申請手続を開始いたします。

それでは、次の、同じく同給付金のひとり親世帯以外分についてご説明いたします。

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行うと。本給付金は、公金受取口座登録法上の特定公的給付に指定される予定であり、マイナンバーを利用した管理や課税情報等の確認が可能。これにより対象者の多くに申請不要で支給できる見込み。

特定公的給付とは、個別の法律の規定によらない公的給付のうち、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある災害、または感染症が発生した場合に支給されるもの等として、内閣総理大臣が指定するものをいうとなっております。

対象者ですが、1番、令和4年4月分の児童手当、または特別児童扶養手当の支給を受けている者であって、令和4年度分の住民税均等割が非課税である者ということで、こちらは申請不要となっております。

2番ですが、1のほか、対象児童（令和4年3月31日時点で18歳未満の子（障がい児については20歳未満））の養育者であって、以下のいずれかに該当する者となっておりまして、こちらは申請が必要です。令和4年4月以降、令和5年2月末までに生まれる新生児も対象としております。

この四角囲みですが、令和4年度分の住民税均等割が非課税である者、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和4年度分の住民税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められる者ということで、家計急変者と呼んでおります。

こちらと同じく給付額は、児童1人当たり一律5万円となっております。費用につきましては、全額国庫負担となっております。

6番のスケジュールに関しましては、1の対象者には、令和4年度分の住民税均等割が非課税である者の判明以降、可能な限り速やかに支給ということで、こちらも課税情報等が確認でき次第、速やかに振込のほうをさせていただく予定でおります。

この制度の中身自体は、令和3年度の特別給付金とほぼ同じ内容となっておりますので、申し添えさせていただきます。

説明は以上となります。

○世古安秀委員長 担当課の説明は終わりました。

3款民生費についてご質疑はございませんか。

濱口正久委員。

○濱口正久委員 すみません、一つお尋ねいたします。

ひとり親世帯分以外のところで、令和5年2月末までに生まれる新生児も対象とするとありますけれども、申請期限とかいうのはあるんですか。申請が6月からとあったんですけれども、どこまでが対象で。申請を早い段階から、申請を7月から周知をして受け付けるとあったんですけれども、申請期限というものはあるんでしょうか。

○世古安秀委員長 北村副参事。

○北村副参事 2月末までとなっております。

○世古安秀委員長 よろしいですか。

ほかにご質問はございませんか。

戸上委員。

○戸上 健委員 2,275万円を1人当たり5万円で割り返しますと、支給対象者は455人となります。間違いありませんか。

○世古安秀委員長 北村副参事。

○北村副参事 そのとおりです。

○世古安秀委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 それは、鳥羽の子供数全体の何割に当たりますでしょうか。

○世古安秀委員長 北村副参事。

○北村副参事 すみません。ちょっと今すぐ何割という数字を持ち合わせておりません。申し訳ありません。

○世古安秀委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 先ほどの説明で、住民税非課税世帯の1です。児童扶養手当を既に受けている。これはひとり親世帯でも、そうでない世帯でもそうです。これはもう自動的に振り込まれます。これは455人のうちの何人でしょうか。

○世古安秀委員長 北村副参事。

○北村副参事 今、戸上委員がご質問していただいているのは、要申請者が何人かということによろしかったですか。

○世古安秀委員長 戸上委員、どうぞ。

○戸上 健委員 僕が知りたかったのは、自動的にこちらのほうで市から振り込まれる人と、それから申請主義になって、自ら自分是非課税世帯に、コロナによって家計急変に陥って申請しなきゃいかんという、それぞれの数が知りたかったんです。申請主義で必要な数。それ、想定して455人になったというふうに思うんです。

○世古安秀委員長 大矢副室長。

○大矢副室長 今回、その他世帯というのとひとり親世帯、230人弱ぐらいずつで455人なんですけれども、これは去年の実績が、それぞれひとり親のほうで197、その他のほうで182という実績がありまして、申請がある分に関してはまだ把握できない部分があるので、230弱で予算のほうの計上させていただいてますけれども、なので、去年の実績でいうと、197ありましたけれども180前後が積極支給で出している分がありますので、恐らく今年も、まだ今から抽出になるんですけれども、恐らく去年と同じぐらいの抽出額が来るとすれば、200弱ぐらいのところ積極支給があるというふうに思っています。

○世古安秀委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 今の説明では、もう既に受給対象者ということで市のほうから直接振り込む数以外に、申請主義で、自分のところは家計急変になったと、この制度に該当すると、5万円もらえるということで自ら計算して申請しなきゃならんと、申請する世帯というのは、ざっと200人予定しておるといってよろしいんでしょうか。そうじゃないですか。

○世古安秀委員長 大矢副室長。

○大矢副室長 すみません。455ベースでいうと、400人弱程度が積極支給になるのではないかとこのふうに、去年の実績からするとそのように。まだ抽出されていませんで正確な数字は分からないんですけれども、

予算を計上するに当たっては去年の数字を参考にさせてもらっています。

○世古安秀委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 分かりました。そうすると、400人で残る50人前後というのが、これから家計急変で申請書に基づいて申請されてくるだろうと、1割ぐらいをそれに見たという計算になっておるわけです。

うちはそれを受けるときに該当するだろうかどうかという計算は、非常に各家庭難しいというふうに思うんです。7月1日付の広報とばやホームページでそれを連絡するということでした。先ほどの報告では、それは、モデル世帯としては、家計急変で非課税世帯になるのはこれぐらいの収入、所得ですよというの、ぜひ示してやっていただきたい。これは要望しておきます。

○世古安秀委員長 よろしいですか。

○戸上 健委員 まだあるんです。

○世古安秀委員長 引き続いて、どうぞ。

○戸上 健委員 これは455人に限定しました。鳥羽の子供たちは1,000人以上おりますもので、18歳以下です。障がい児を含めると二十歳以下ということになります。そうすると半分ぐらいが該当ということになります。他市の場合は、ほかの自治体では、全ての子供に1万1,000円やったか、1万円やったか、それを分け隔てせずに、コロナで大変だから支給するという自治体もあります。そういう検討はなさらなかったんでしょうか。

○世古安秀委員長 北村副参事。

○北村副参事 今回に関しては、国の制度のままでいかせていただこうと思っております。

○戸上 健委員 了解です。

以上です。

○世古安秀委員長 ほかに。

どうぞ、坂倉広子委員。

○坂倉広子委員 2ページのところで、令和5年2月まで生まれる新生児と書いていただいておりますが、少し行政としての子育て支援室、出産というのはおなかにいるときですので、出産前の方というのを把握するのをどのように把握して、連携をしてこの支援をしていただけるのか。ちょっと教えてください。

○世古安秀委員長 北村副参事。

○北村副参事 妊娠をしているお子さんの把握というのは、例えば健康係のほうの保健師であったり、もしくは子育て支援センターのほうの助産師さん等がそういった情報をつかんでいると思われまので、あとは、市民課の戸籍係のほうへは出生届を出しに来られるということで、そういった実際に妊婦等との接触がある窓口、そういったところへ、例えば国のリーフレットを配付するとか、そういった形でこの対象者に対しても告知できるように周知を図っていきたいと考えております。

○世古安秀委員長 坂倉広子委員、どうぞ。

○坂倉広子委員 詳しい説明していただきまして、ありがとうございます。また、本当に家計の急変のプッシュ型支援というふうな、いち早く鳥羽市としても取り組んでいただいたことに本当に感謝申し上げて、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○世古安秀委員長 他にございませんか。よろしいですね。

(「なし」の声あり)

○世古安秀委員長 ご質疑もないようですので、以上で審査を終わります。

これで付託された案件は全て説明を受けました。

続いて、採決に移る前に、委員の皆さんで討議したい案件はございますか。

(「なし」の声あり)

○世古安秀委員長 討議したい案件もないようですので、続いて採決を行います。

お諮りします。

議案第1号、令和4年度鳥羽市一般会計補正予算(第2号)について、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立を願います。

(起立全員)

○世古安秀委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第1号は原案どおり可決することに決定しました。

以上で、当委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

これで委員会を終わりたいと思いますが、本委員会における委員長報告につきましてはご一任をお願いします。

これをもって予算決算常任委員会を散会します。ご苦労さんでした。

(午前10時40分 散会)

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和4年6月8日

予算決算常任委員長 世 古 安 秀